

岩 手 協 会 第 37 号
令 和 8 年 8 月 20 日

会員事業者各位

公益社団法人岩手県トラック協会
会 長 黒 澤 信



〈重要〉岩手県「運輸事業者運行支援緊急対策支援金」(第7弾)について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本会の業務運営に対し特段のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、岩手県では長引く燃料価格の高止まりが県内のトラック運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、社会インフラとして重要な役割を果たすトラック運送事業者の維持及び確保を目的として、県内で貨物運送事業を営む事業者に対し、引き続き支援金を支給することとなりました。つきましては下記の通りお知らせいたしますので、積極的に活用いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 支給対象者 次のいずれにも該当する方

(1) 申請書類提出時点において岩手県内で貨物自動車運送事業を継続して営んでいること。

(一般貨物 ※霊柩を含む、特定貨物、貨物軽自動車運送)

(2) 県内に本社を置く事業者又は、県内に支店・営業所等を有する事業者で、中小企業者であること。※中小企業者(運輸業): 資本金3億円以下又は従業員数300名以下の事業者

(3) 岩手県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

2. 支給対象車両

支援金の支給対象となる車両は、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 支給対象者が支援金申請書類提出時点において、現に事業用として保有し、自動車検査証の有効期間内にある、被けん引車を除くトラック等(貨物軽自動車を含む。以下同じ。)であること。

(2) 県内登録の車両であること。(ナンバープレートの地域名が「岩手」「盛岡」「平泉」)

(3) 支援金申請受付期間内において、県が実施する燃料価格高騰に係る他の支援金又は交付金の支援を受けていない車両。

3. 支援金の額 **ご注意ください！！** 今回は **2万5千円／1両** となります。

対象車両の数に2万5千円を乗じた額となります。

4. 申請書類 (全てA4サイズでご準備願います。)

今回の第7弾から新たに必要となる書類もありますので、以下をしっかりと確認の上、ご準備ください。

申請様式は岩手県トラック協会ＨＰの特設ページに掲載しております。（記入例あり）

支援金の重複支給の有無の確認に時間を要するため、保有する車両を取りまとめのうえ（例：100台保有の場合、100台分をまとめて）、1回で申請いただくよう事務処理の円滑化に御協力願います。

（１） 運輸事業者運行支援緊急対策支援金 申請書兼請求書（様式第１）

（２） 支給対象車両一覧（様式第２）

（３） 支給対象全車両の車検証等

「自動車検査証記録事項（Ａ４判）」の写し。

※自動車検査証（Ａ６版：小さい紙）ではありません。

（４） 振込先調書（様式第３）

※振込先の記載ミスにより生ずる費用（再振込に係る手数料等）については、申請者にご負担いただきますので、誤りのないよう記載をお願いいたします。

（５） 対象事業者であることを証する書類

① 共通 運送業務を請け負ったことが確認できる書類 （「業務請負契約書の写し」等、申請日前、直近１年以内の収入が確認できるもの）	
② これまでの 支援事業で支給決定を受けた方 「運輸事業者運行支援緊急対策支援金支給決定通知書（第１弾～第６弾）」 いずれか の写し。	
③ 初めて申請する方	
ア）県内本社事業者	許可書（免許書） ※紛失した場合には、運輸支局で「証明願い」の申請により「証明書」の発行をうけ、提出してください。
イ）県外本社事業者の支店、営業所 等	・ 許可書（認可書） ・ 「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」（発行日から３カ月以内のもの） ・ 従業員数が確認できる書類（「労働保険概算・確定保険料申告書」等の写し、「法人税確定申告書添付書類（法人事業概況説明書）」の写し等 ※必ず上記３点を提出してください。

（６） その他 支給審査に当たり、追加で知事が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

5. 申請期間 令和8年8月24日（月）～ 令和8年11月27日（金）

6. 書類の提出先

（公社）岩手県トラック協会内 「岩手県運行支援緊急対策事業 事務局」 宛てに提出して下さい。 〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南二丁目9番1号 ※FAX、メールは不可

7. 支援金支給までの流れ

- ①申請受理→ ②（岩ト協）申請内容の確認（県へ報告）→ ③（県）支給可否の決定
→ ④（岩ト協）県からの通知を受け、決定通知書を送付（原則電子メール）
→ ⑤（岩ト協）指定口座に順次振込み

※申請受理から決定通知書交付まで最長約2ヶ月程度の日数を要する場合があります。

※決定通知書の送付から入金までは更に最長1ヶ月程度の期間を要する場合があります。

8. 注意事項

- （1）虚偽の申請等により、要件に該当しないことが判明した場合には、交付決定を取り消すことがあります。
- （2）既に支援金が支給されている場合には、適当な期限を定めて返還を命じることがあります。
- （3）支援金支給事業の適正・円滑な実施のため、支援事業者に対し必要な報告を求め又は立ち入り検査を行うことがあります。
- （4）申請状況により支援金原資が上限に達した場合には、支援金の交付を終了する場合があります。

9. その他 本件についてのお問い合わせは（公社）岩手県トラック協会までお願いいたします。

専用メールアドレス shienzigyou@iwatokyo.or.jp

TEL 019-637-2171 FAX 019-638-5010

■支援金事業特設ページ

URL https://iwatokyo.or.jp/shienzigyou_7/



以上